

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社岡本工作機械製作所	コード	6125
提出日	2023/6/15	異動(予定)日	2023/6/29
独立役員届出書の提出理由	瀬川雅夫氏、下崎一生氏の2名を新たに独立役員に選任するため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意					
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし				
1	山下 健治	社外取締役	○														○		有			
2	吉見 威志	社外取締役	○															○		有		
3	山岡 通浩	社外監査役	○															○		有		
4	瀬川 雅夫	社外監査役	○																△	指定	有	
5	下崎 一生	社外監査役	○																	△	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません	山下健治氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏は一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断したため、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません	吉見威志氏は、学識経験者としての学術的な視点及び高度な知見を有しております。これらの見識に基づき当社が属する業界にとらわれない視点から、率直なご指摘や有益なご意見をいただくため社外取締役に選任しております。同氏は一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断したため、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません	山岡通浩氏は、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、適切かつ有効な助言を行っております。また、同氏は一般株主と利益相反を生じるおそれなく、独立性を有していると判断したため、独立役員として指定しております。
4	瀬川雅夫氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の出身であります。当社は三菱UFJ信託銀行株式会社との間に証券代行・年金等の取引関係がありますが、金額については僅少であります。そのため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	瀬川雅夫氏は、金融機関において責任ある職歴を踏まれ、豊富な実績と高度な知見を有していることから、当社の社外監査役としての責務を適切に遂行できると判断し選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれもないことから、独立役員として指定しました。
5	下崎一生氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の出身であります。当社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間に保険等の取引関係がありますが、金額については僅少であります。そのため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	下崎一生氏は、長年にわたり保険会社における経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役としての責務を適切に遂行できると判断し選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれもないことから、独立役員として指定しました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。